



東京消防庁予防部査察課

# 消防法令違反に 基づく告発事例

平成13年9月1日に発生した新宿歌舞伎町の小規模雑居ビル火災（以下「歌舞伎町火災」という。）は、建築面積83㎡、延べ面積516㎡と小さなビルであるにもかかわらず、44名の犠牲者を出す大惨事となった。平成20年7月2日、東京地方裁判所において、当該ビルの実質的所有者等6名を被告人とする業務上過失致死傷罪事件の判決が言い渡され、被告人6名中、4名が禁錮3年・執行猶予5年、1名が禁錮2年・執行猶予4年となった。

歌舞伎町火災の教訓を踏まえ、違反是正の徹底、避難安全基準の強化、防火管理の徹底を三本柱とした大規模な消防法等の改正が行

われ、措置命令等、違反に対する罰則や両罰規定が強化された。

東京消防庁では査察規程を全面的に改正し、「立入検査で指摘した違反は、すべて是正させる。」「是正しない関係者に対しては積極的に命令、告発を行う。」という強力的な姿勢で違反是正を推進してきた結果、防火対象物の関係者の意識にも変化が感じられるようになった。

しかし、いまだに、繰り返し違反や指導に全く従わない関係者もあり、昨年は、406件の警告、94件の命令、告発については、平成14年10月25日に施行された消防法施行令一部改正（以下「施行令一部改正」という。）に伴う自動

火災報知設備（以下「自火報」という。）の未設置違反を含め5件を行った。消防機関の場合、消防法に基づく罰則規定を適用するには、捜査機関である検察機関又は警察機関に対し、告発という形で消防法令違反の事実を申告し処罰を求める意思表示を行う必要がある。

告発を通して、消防機関は、与えられた権限を適正に行使し積極的に告発を行っていくべきと感じ、昨年行った告発事例等についてご紹介することとした。

## 自火報未設置違反に対する告発事例

### 告発の概要

施行令一部改正により、延べ面積300㎡以上の複合用途防火対象物及び特定用途に供される部分が避難階以外の階に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が二以上設けられていないもの（「屋内階段一系統対象物」という。）に対し新たに自火報の設置が必要となり、既存防火対象物は、平成17年10月1日までに設置することとなった。当庁では、16,072件の既存防火対象物が設置義務となり、指導書を交付するなど、全力を挙げて設置指導を継続した。しかし、平成17年10月1日の経過措置期限が経過した時点で、3,157対象物の違反対象物が発生したため、プロジェクトチームを設置し、指導に従わない場合は、すべての対象物に対し命令を発動するという姿勢で、危険度の高い対象物から優先して警告を含めた強い是正指導を進めたところ、平成19年6月末時点で97件となった。

指導に従わなかったもののうち、平成19年9月に命令を発動した3件は、命令発動後、すべての対象物で設置意思をみせ、平成20年1月、違反が是正された。

その後、平成20年8月及び10月、命令を発動した2件が、命令の履行期限を過ぎても自火報を設置しなかったため、この度告発により対応したものである。

平成21年12月末現在、警告794件、命令5件、告発2件を行い、平成17年10月2日時点で違反となった3,157件のうち、99.5%の3,141件が、警告までの行政指導で是正された。

なお、設置義務を生じた既存防火対象物16,072件のうち16,059件が改修され、改修率は99.9%である。

いまだ是正されていない対象物に対しては、具体的な取壊し予定がある等の違反処理の留保対象物を除き、現在、命令の準備を進めている。

### 告発事例1

#### 防火対象物の概要

5階	共同住宅倉庫(5口)			
4階	共同住宅(5口)			
3階	共同住宅(5口)			
2階	麻雀店(2口)	電気業倉庫(15)		
1階	電気業事務所(15)	飲食店(3口)	靴修理店(12イ)	不動産屋(15)
地下1階	カフェ(2イ)			

- 用途：16項イ
- 構造・規模：耐火造（地上5階・地下1階建）  
延べ面積699㎡
- 収容人員：79人
- 消防用設備等：消火器・自火報（地下のみ設置）・誘導灯（一部設置）
- 所有者：A（建物に居住）
- ※登録簿上は、Aが2/3、平成2年に死亡した母が1/3となっている（未登記）。

#### 違反処理の経過

- 建物全体に自火報が必要となったため、平成15年から繰り返し指導したが、経過措置期限を経過しても設備を設置しなかった。
- 平成17年11月、建物全体の立入検査を実施。建物の所有者Aに警告書（自火報、避難器具、誘導灯未設置等）を交付。階段通路誘導灯は、昭和55年からの立入検査で繰り返し違反指摘していたが未是正であった。

- 平成19年9月、テナントが避難器具を設置した。
- 継続的な指導に対し、資金難、建物建て替え等を理由に消防用設備等の設置を拒否。平成19年9月及び平成20年8月、実況見分を実施するとともに法定相続人を含めた関係者からビルの賃貸管理等に関する供述を聴取するなど、命令に向けた証拠を収集し、命令の名宛人を特定した。
- 平成20年8月、Aに対し、自火報及び誘導灯の未設置違反により消防法第17条の4第1項の設置命令（同時に公示）を行った。
- 平成21年1月、催告書を交付し、違反是正意思確認のため、来署を依頼するが拒否した。

告発

平成21年5月14日、東京地方検察庁に告発書を提出し、同年7月8日、起訴処分が決定、同年7月9日、簡易裁判所で略式命令（罰金50万円）が発令がなされ処分が決定した。略式命令後、自火報は設置された。

（参考）告発書の主な添付書類

1	違反調査報告書
2	実況見分調査
3	質問調書(所有者・テナント・法定相続人)
4	建物登記事項証明書
5	被告発人、相続人の戸籍謄本、住民票
6	建築同意書類調査書
7	指導経過表
8	立入検査、警告書、命令書、催告書写し
9	過去の火災調査書
10	賃貸契約書

教訓

- 検察庁への相談は、命令の履行期限が経過してから早い段階で行った方がよい。
- 検察官に対し、法令改正経過、関係者への指導経過、告発の必要性、歌舞伎町火災後の違反処理の徹底等を強く訴えた。
- 平成13年以降の消防法第17条の4第1項の命令違反に基づく罰則の適用事例が少なく

情報収集に苦労した。

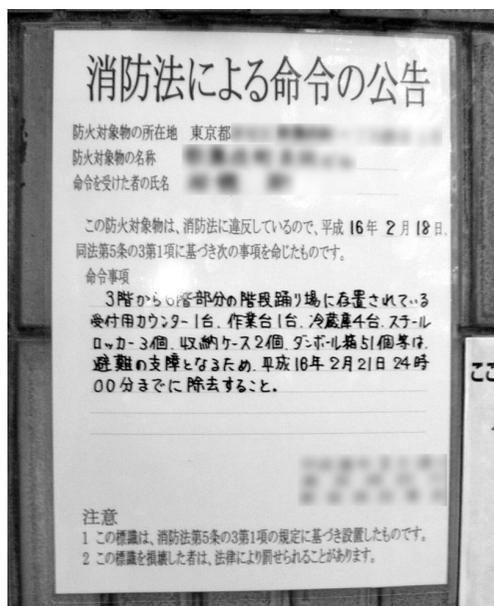
- ※罰則適用事例の資料づくりが必要である。検察官に消防法令説明資料を提出する必要がある。

告発事例2

防火対象物の概要

7階	EV機械室
6階	飲食店(3口)
5階	その他の事業場(テナント募集中)(15)
4階	床屋(15)
3階	その他の事業場(テナント募集中)(15)
2階	スナック(3口)
1階	ATM(15)
地下1階	ATM(15)

- 用途：16項イ
- 構造・規模：耐火造（一部非耐火構造）（地上7階・地下1階建）延べ面積273㎡
- ※屋内階段一系統対象物、一部無確認増築
- 消防用設備等：消火器・誘導灯
- 収容人員：32名
- 所有者：B



消防法令違反に基づき命令を発動した場合の標識の例



繁華街の夜間一斉立入検査の状況

違反処理の経過

- 平成17年12月、立入検査を実施。自火報未設置等を指摘し、是正指導をするが、法令の不備などを主張し是正意思はみせなかった。
- 平成20年6月、建築行政庁と合同立入検査を実施した。
- 平成20年7月、警告書（自火報未設置等）を交付した。
- 平成20年10月、Bに自火報未設置違反により、消防法第17条の4第1項の設置命令を行った。
- 命令書を受領拒否したため、命令内容を読みあげて差し置き、公示を行った。
- 平成20年12月、審査請求申立て（命令の取消し、政令改正への不満等）がなされ、平成21年6月、採決（命令取消しは棄却、政令の改正は却下）。

告発

平成21年8月7日、東京地方検察庁へ告発。※事例1の事案とともに告発を相談。審査請求がなされていたため、裁決後、早い段階で告発できるよう検察側に申し入れた。同年9月18日、起訴処分が決定、略式命令がなされたが、公判請求し、東京地方裁判所で公判が

行われ、罰金30万円の判決があった。

教訓

- どんな関係者に対しても、消防職員として毅然とした態度で臨み、淡々と違反処理を行い積極的に告発を行う必要がある。
- 当庁として2件目の告発事案であり、早期に事務を進めることができた。

その他の告発事例

その他の告発事案について、概要を紹介する。

告発事例3

自火報の無資格工事違反に対する告発事例

防火対象物の概要

- 用途：2項口（遊技場）
- 構造・規模：鉄骨造（地上2階、地下1階建）延べ面積1,289㎡
- 収容人員：589人
- 消防用設備等：消火器・自火報・誘導灯、放送設備
- 違反者：C（電気設備業）

告発事案の概要

Cは、消防設備士免状がないにもかかわらず、平成19年8月頃から同年10月頃にかけて、パチンコ店の増築部分（合計337.99㎡）における自火報の配線及び感知器20個の設置工事を数回にわたり行ったため、消防法第17条の5第1号（無資格者による消防用設備等の設置工事）違反として、東京地方検察庁へ告発し、平成21年3月27日、略式命令（罰金20万円）がなされ、処分が決定したものの。

違反処理の経過

- 平成20年6月、立入検査に出向した際、増築を発見し、増築部分に自火報の設置工事が無資格者によって行われた事実が確認された。
- 平成20年7月～8月、実況見分を実施し、自火報の作動試験を実施したところ、技術

基準違反はなかったが、Cは「普段は有資格者を依頼していたが、忙しかったため、感知器の増設であるので設備士の資格はいらないと思い実施した。」等と供述した。

○無資格者による不適正な工事が行われれば、消防用設備等の機能確保の前提が崩れることから同種違反の再発を防止するため、告発した。

教訓

当庁において、消防設備士の無資格違反に伴う告発は、平成20年5月に行い、同年12月に罰金20万円が確定した事案があり、検察庁の受理も早かった。

告発事例4  
消防法第39条の3違反に対する告発事例

告発事案の概要

平成20年8月3日、首都高速道路E号F線で発生した移動タンク貯蔵所の横転炎上事故について、移動タンク貯蔵所の運転手であるDが、業務上必要な注意を怠り移動タンク貯蔵所を横転させたことにより、ガソリンが大量に高速道路上及び一般道に流出し、公共危険を生じさせたため、消防法第39条の3違反として警視庁高速道路交通警察隊へ告発したもの。

危険物施設の概要

- 施設区分：移動タンク貯蔵所
- 許可年月日等：平成3年11月
- 移送中の危険物の類、品名等：
  - 第4類第1石油類（ガソリン）16,000ℓ
  - 同第2石油類（軽油）4,000ℓ

違反処理の経過

○事故により、当該移動タンク貯蔵所1台、下り車線側壁90㎡、路面720㎡、路面下部化粧板120㎡、及び上り車線側壁35㎡、路面下部720㎡、橋脚1本、耐火造9階建て共同住宅の外壁20㎡、普通自動車若干が焼損した。



事故発生時の状況

- 平成20年8月3日、実況見分（第1回）を実施、事故発生当日の現場状況について確認した。
- 同月4日、実況見分（第2回）を実施、移動タンク貯蔵所の焼損状況及び道路状況について確認した。
- 同月、当該移動タンク貯蔵所のD及びDの事業主から供述を録取。
- 平成20年11月、後方車両運転手から供述を録取、平成21年4月、実況見分（第3回）を実施し、警視庁高速道路警察隊と連携し、Dの立会いで事故当時の状況を確認した。

告発

平成21年7月16日 警視庁高速道路交通警察隊へ告発書を提出した。

(参考) 告発書の主な添付書類

1	違反調査報告書
2	実況見分調書
3	供述調書
4	危険物等の判定照会書
5	登記事項証明書（Gの勤務する事業所）
6	住民票・戸籍謄本
7	出荷状況票
8	火災調査書抄本
9	移動タンク貯蔵所権利関係推移報告書
10	首都高速道路速度規制図
11	関係法令抜粋

教訓

事故発生時から、警察機関と連携し、実況見分、関係者への供述聴取等を行い迅速に告発対応ができた。火災等に伴う告発については、関係機関との連携を初期段階から行うことが大切である。

告発事例5  
不正軽油販売業者に対する告発

告発事案の概要

Eは、平成20年7月、貯蔵所以外の場所である敷地において、鋼製タンク及びドラム缶に、危険物第四類2石油類（非水溶性液体）2,666ℓ及び同第3石油類（非水溶性液体）172ℓを貯蔵し、指定数量の2.75倍の危険物を無許可で貯蔵したため、消防法第10条第1項違反として、東京地方検察庁へ告発したもの。

違反処理の経過

- 平成20年6月、タンクローリー3台と鋼製タンク2基が置かれている敷地内で、不正軽油が製造されている疑いがあり、これらのタンクに、不正軽油と不正軽油の原料となる重油、軽油、灯油及び機械油が貯蔵されている可能性が高いとの情報提供を受けた。
- 立入検査（実況見分）において、無許可貯蔵が判明した場合には、主税局の地方税法違反の告発と連携して、消防法違反の告発を行うこととした。
- 平成20年7月、立入検査を実施。タンク内の危険物を取去るとともに、危険物の判定照会を行った。鋼製タンクは警視庁が押収、ナンバーのないローリーについては、Eが撤去した。
- 平成20年10月、警視庁がEを地方税法違反で逮捕した。

告発

平成20年11月、主税局が、東京地方検察庁に、地方税法違反で告発し、平成21年1月9日、当庁が東京地方検察庁に消防法違反で告

発し、平成21年1月14日起訴された。

平成21年3月27日、公判が行われ、懲役1年罰金50万円の判決がなされ処分が決定した。

教訓

主税局、警察機関と連携を図り告発した事例である。一つの行為で複数の行政機関で告発を行う場合は、関係機関で連携を図りながら対応が必要である。

歌舞伎町火災以降も、有料老人ホーム、カラオケボックス、パチンコ店、個室ビデオ店、飲食店など、火災による犠牲者が発生している。

私たち消防機関は、潜在的な危険性の動向を素早く察知し対応するとともに、消防法違反に対して厳しく対応し、消防法令違反をなくす必要がある。

今後も違反是正を徹底するとともに指導に従わない関係者に対しては、積極的に命令、告発等を行うなど、消防機関に付与された権限を適正に行使し、厳正に違反処理を行うことが、火災による人命危険の排除と地域の防火安全の向上につながると考える。



避難施設の違反状況の例